

○下田市要安全確認計画記載建築物耐震化促進事業補助金交付要綱

平成31年4月4日告示第65号

改正

令和2年3月26日告示第63号
令和3年4月1日告示第49号
令和5年3月30日告示第30号
令和6年12月6日告示第121号
令和7年3月11日告示第19号
令和8年3月25日告示第38号

下田市要安全確認計画記載建築物耐震化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防止し、広域的な輸送路及び避難路を確保するため、要安全確認計画記載建築物のうち、沿道建築物の補強計画の策定並びに耐震改修、建替え及び除却に関する事業（以下「補助事業」という。）を実施する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、下田市補助金等交付規則（平成30年下田市規則第48号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要安全確認計画記載建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第7条に規定する建築物をいう。
- (2) 沿道建築物 法第7条第2号に規定する建築物をいう。
- (3) 住宅 戸建住宅、長屋又は共同住宅であり、住宅以外の用途に使用している面積が延べ面積の2分の1未満であるものをいう。
- (4) マンション 共同住宅のうち、耐火建築物又は準耐火建築物であつて、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。
- (5) 補強計画策定事業 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると診断された沿道建築物について、地震に対して安全な構造とする補強計画を策定する事業をいう。
- (6) 耐震化助成事業 補強計画策定事業により策定された補強計画に基づき、当該沿道建築物の耐震改修、建替え又は除却工事を実施する事業をいう。

(補助の対象及び補助金の額)

第3条 補助の対象は、下田市内に存する沿道建築物の所有者が行う補助事業に要する経費とする。ただし、原則として建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に適合している建築物でなければならない。

2 補助金の額は、次の表のとおりとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額 (千円未満の端数は切り捨てる。)
補強計画策定事業	対象沿道建築物の所有者であって、市税を滞納していないものが行う耐震補強計画の策定に要する経費	当該事業に要する経費と別表第1に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額
耐震化助成事業	対象沿道建築物の所有者であって、市税を滞納していないものが行う耐震改修、建替え又は除却に要する経費	当該事業に要する経費と別表第2に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の15分の12以内の額

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ下田市要安全確認計画記載建築物耐震化促進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 案内図、配置図、平面図及び立面図
- (3) 対象沿道建築物に共有者がいる場合は、申請者が補助金の交付を受けることに関して、全ての共有者の同意を得たことを示す書類
- (4) 別表第3に掲げる書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その可否を決定し、下田市要安全確認計画記載建築物耐震化促進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更（交付決定金額の減額変更を除く。）をしようとする場合
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後10年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）

において耐用年数が10年未満のものにあつては耐用年数)以内に、市長の承認を受け
ないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、
又は取り壊してはならないこと。

(5) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があつた場合には、そ
の収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後にお
いても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなけ
ればならないこと。

(計画の変更等)

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」とい
う。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ下田市要安全確認計画記
載建築物耐震化促進事業変更承認申請書(様式第4号)に変更内容が分かる書類を添え
て、市長に提出しなければならない。

(1) 施行箇所又は施行方法の変更をしようとするとき。

(2) 補助金の額の変更をしようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、承認の可否を決
定し、下田市要安全確認計画記載建築物耐震化促進事業変更承認通知書(様式第5号)
により交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難
になった場合は、速やかに下田市要安全確認計画記載建築物耐震化促進事業遅滞等報告
書(様式第6号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定による報告があつたときは、その内容を審査し、指示書(様式第
7号)により交付決定者に指示するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 交付決定者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、下田市要安全
確認計画記載建築物耐震化促進事業廃止(中止)届(様式第8号)を市長に提出し、そ
の承認を受けなければならない。

2 市長は前項の承認をしたときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、当該補助事業が完了したときは、速やかに下田市要安全確認計画
記載建築物耐震化促進事業完了実績報告書(様式第9号)に、次に掲げる書類を添えて、
市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(様式第10号)

(2) 契約書の写し

(3) 領収書の写し(第10条第2項の規定により補助金の交付の請求及び受領を委任す
る場合は、補助事業に要した費用から補助金の交付決定額を減じた額の領収書の写
し)

(4) 別表第4に掲げる書類

2 前項の完了実績報告書等は、当該補助事業が完了した日から起算して30日を経過した
日又は補助金の交付決定があつた日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提

出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は前条の規定により実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、下田市要安全確認計画記載建築物補耐震化促進事業補助金交付確定通知書(様式第11号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 交付決定者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に下田市要安全確認計画記載建築物耐震化促進事業補助金交付請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、交付決定者は、補助金の交付の請求及び受領を補強計画の策定又は耐震化工事を行った事業者に委任することができる。この場合において、交付決定者は、前項に規定する請求書に代理受領委任状(様式第13号)を添付しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

用途	延べ面積等	基準額
一戸建住宅	木造	図面ありの場合：144,000円
		図面なしの場合：259,000円
	木造以外	1,800,000円
一戸建住宅以外	木造住宅	図面ありの場合：144,000円／棟
		図面なしの場合：259,000円／棟
	～1,000㎡未満	3,000,000円
	1,000～2,000㎡未満	4,800,000円
	2,000～3,000㎡未満	6,000,000円
	3,000～5,000㎡未満	7,200,000円
	5,000～10,000㎡未満	9,000,000円
	10,000㎡～	10,800,000円

別表第2（第3条関係）

用途	基準額
住宅（マンションを除く。）	39,900円／㎡
マンション	51,700円／㎡ (免震等特殊工法の場合は83,800円／㎡)
建築物	57,000円／㎡ (免震等特殊工法の場合は83,800円／㎡)

別表第3（第3条関係）

補助対象事業	添付書類
補強計画策定事業	(1) 補強計画策定事業に要する費用の見積書（内訳設計書）の写し

	(2) 耐震診断結果報告書の写し
耐震化助成事業	<p>(1) 耐震改修工事にあつては以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 耐震改修に関する事業に要する費用の見積書の写し イ 補強計画結果報告書の写し ウ 工事概要が分かる図面 <p>(2) 建替え工事にあつては以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 建替えに関する事業に要する費用の見積書の写し イ 耐震診断結果報告書の写し ウ 新築建築物の確認済証の写し エ 工事概要がわかる図面 <p>(3) 除却工事にあつては以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 除却に関する事業に要する費用の見積書の写し イ 耐震診断結果報告書の写し ウ 既存建築物の概要が分かる図面

別表第4（第8条関係）

補助対象事業	添付書類
補強計画策定事業	<p>(1) 補強計画結果報告書の写し</p> <p>(2) 補強計画に係る評定書の写し（法第14条第1号に掲げる建築物又は階数が3以上で床面積の合計が1,000㎡以上の建築物に限る。）</p> <p>(3) 補強計画策定者の登録資格者講習受講証の写し</p>
耐震化助成事業	<p>(1) 耐震改修工事にあつては以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 補強計画どおりに工事を行ったことを証する工事監理報告書等の写し イ 事業の完成を確認できる写真 <p>(2) 建替え工事にあつては以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 除却工事前の写真、除却後の写真、新築建築物の着工写真 イ 新築建築物の完了検査済証の写し <p>(3) 除却工事にあつては以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 除却工事前の写真、除却後の写真 イ 建築物除却届の写し